

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

1) 子ども・子育て支援

2) 保育サービス

3) 健康増進・保健医療

4) 介護保険・介護予防

5) 高齢者福祉・地域福祉

6) 障がい者福祉

7) 保険・年金

8) 少子化・人口減対策

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

1) 子ども・子育て支援

◆◆現状◆◆

少子化が進むわが国において、核家族化や地域とのつながりの希薄化等により、子ども・子育てをめぐる環境は厳しく、子育てに不安を感じる家庭は少なくありません。

町では、多くの住民が子育てに関心を持ち、地域の絆を深められるよう、子育て支援と子育て環境の整備を進めています。

ひとり親家庭は、離婚や未婚での出産などにより増加傾向にあります。生活の安定と自立促進を図るため、町では相談の体制を整備し、就労支援や育児負担軽減のための支援体制の強化に努めています。

児童虐待は、核家族化や地域コミュニティの希薄化など、孤立した子育て環境も要因となっています。育児不安や育児に負担を感じている保護者が、増加していることから、町においては、妊娠中から相談しやすい環境を整備するため保健部門と連携し、支援を受けやすい体制づくりを進めています。

また、子どもを守る地域ネットワーク協議会では、関係機関との連携強化を推進し、代表者会議、実務者会議の開催のほか、ケースカンファレンス^{*}や相談支援業務の充実を図り、児童虐待防止に努めています。

◆◆課題◆◆

子どもは未来を創る社会の宝であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、地域全体で取り組まなければならない重要課題の一つです。

子育てしやすい環境、子ども連れでも楽しめる居場所づくりに取り組むことが求められており、地域社会のなかで、安心して子育てができるよう、児童館や子育て支援センターの施策を推進することが望まれています。

また、ファミリーサポート事業^{*}など地域が協力して子育て家庭を支援できる事業の充実を図り、ボランティアなどとの協働による子育て支援体制を推進させていくことが求められています。

さらに、行政間や関係機関の連携を強化しながら、身近な地域での子育て力を積極的に活用することも重要な課題となっています。

「すべての子どもが生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」(国連・児童権利宣言等より)という意識を住民のすべてがもち、虐待のないまちづくりをめざすことが望まれます。児童虐待の要支援、要保護児童に関しては、相談事業の充実と児童虐待対応マニュアルにより対応していく必要があります。

^{*}ケースカンファレンス：事例検討会のこと。

^{*}ファミリーサポート事業：地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

今後の施策



① 地域ぐるみの子育て環境の充実【こども支援課】 **重点プロジェクト**

地域全体が子育てに関心を持ち、地域ぐるみで子育てに参加していく体制づくりを進めます。これにより、親の育児負担の軽減や地域交流をとおして親の育児力を高め、子どもにとってより良い養育環境の整備を図ります。

② 子育て支援センターの充実【こども支援課】

親の保育に対する多様な要望に対し、相談・情報・サービスの提供を充実させ、総合的な支援拠点として子育て支援センターの機能を充実させます。

③ ファミリーサポート事業の充実【こども支援課】

仕事と子育ての両立や子育ての孤立に悩んでいる家庭に対して、子育て支援サービスの提供に努めます。サービスの提供にあたっては、子育て経験を活かせる相互援助活動による協力体制を整備します。

④ ひとり親家庭等への支援の充実【こども支援課】

ひとり親家庭等の就労支援や育児負担の軽減を図るため、ファミリー・サポート・センター、緊急サポートセンター利用料を助成します。就労支援においては、常用雇用に向けた専門の支援員による就労相談を行います。また、相談体制の充実を図るため、関係機関との情報共有・連携や学習支援事業・情報交換事業への補助金助成をとおして、低所得家庭の学習格差の解消に努め、親自身や子どもたちの居場所づくりなど様々な支援により、生活の安定と就業や自立を促進します。

⑤ 児童相談事業の充実と児童虐待防止【こども支援課】

専門職を配置し、子育て世代包括支援センターとの連携を強化することにより、児童相談事業の充実を図ります。また、子どもを守る地域ネットワーク協議会では、関係機関と児童虐待防止に努めます。

⑥ 児童館における乳幼児親子支援【こども支援課】

乳幼児をもつ親子が、安心して楽しく遊べる場所として、児童館の役割を充実させるとともに、集団遊びの場を設けることにより親同士の交流や子育てにおける情報交換の機会を提供します。

●関連計画

計画名	計画期間
第2期子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
地域子育て支援拠点事業延べ利用親子数	10,650人	11,000人	▲
ファミリー・サポート・センター事業年間活動件数	2,595件	3,100件	▲

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

2) 保育サービス

◆◆現状◆◆

共働き家庭や核家族の増加に伴い、子育てと仕事の両立の困難さや病気などによる育児力の低下、子育てに関する知識を高めるための情報不足などにより、子育てに対して不安を持つ家庭が増加しています。

町内の認可保育施設は、保育所5か所、小規模保育事業所3か所となっています。その他に子育て支援事業を行う子育て支援センター4か所や児童発達支援事業所である「みどり学園」があります。みどり学園では、子どもの状況に応じた療育を行い、第三保育所との交流保育にあわせて年長児が他の保育園等との交流保育を実施しています。

放課後児童クラブ(学童保育室)は、小学校の敷地内に7か所あり、放課後留守家庭の児童の健全育成を目的に、小学校6年生までを対象に保育ニーズに応えてきました。

児童館は、藤久保・北永井・竹間沢の3か所に設置し、地域の子どもたちの居場所として機能しています。

◆◆課題◆◆

保育所については、今後、入所する児童の保育だけでなく、子育てに関する支援サービスの地域拠点としてその機能を充実させていくことが課題となっています。また、待機児童を解消するために地域の需要を把握し、適正な定員を計画的に確保することも必要です。さらに、保育を必要とする家庭の保護者の就労状況や子育て環境の実態を把握し、延長保育に留まらず休日保育、一時保育、病児・病後児保育、緊急保育などに取り組むことが求められています。そして、保育所に関して培われてきた知識や経験、子育てに関する新情報を保護者や地域に向けて発信し、子育ての不安をできるだけ少なくすることも必要です。

放課後児童クラブ(学童保育室)については、入室希望者は年々増加しており、分室化や新設など適正な整備を行う必要があります。また、充実した放課後生活をおくることができるよう専門の支援員を適切に配置し質の向上を図ることが必要です。さらに支援員の高齢化といった課題もありますが、今後は学校での放課後児童学習支援の実施により放課後児童総合プランとして連携実施が望まれます。

児童館は、子育て世代の親同士の交流や情報交換が積極的に行われる場となるよう、親子遊びなどを充実させ、乳幼児のいる家庭が安心して楽しめる場としての役割の充実や指導員の育成が課題となっています。

今後の施策



- ① **保育所多機能化の推進**【こども支援課】 **重点プロジェクト**
 保育所に入所する児童の保護者だけでなく、子育てに対して不安や疑問をもつ地域の保護者に対する相談窓口としての機能や、子育てをしている保護者の交流拠点として機能の充実を図ります。
- ② **保育施設の充実**【こども支援課】 **重点プロジェクト**
 地域における保育需要を把握し、適正な定員を計画的に確保するため、入所児童の見込みに見合った適切な施設の整備に努めます。
- ③ **多様な保育サービスの充実**【こども支援課】 **重点プロジェクト**
 保育の必要性のある家庭の要望や実態を把握した上で、公・民保育施設が連携し、待機児童解消に向けて延長保育をはじめとする保育サービスの充実を図ります。
- ④ **放課後児童クラブ(学童保育室)の整備**【こども支援課】 **重点プロジェクト**
 放課後留守家庭の児童の健全な育成を図り保育ニーズに応えるため、放課後児童クラブ(学童保育室)の整備と質の向上に努めます。また、利用者の増加に対応するため、必要に応じて分割や新設を図り、支援員の適正配置を実施します。
- ⑤ **児童館活動の展開**【こども支援課】
 地域と児童館が協力的な関係をつくり、子どもの居場所として安全安心に過ごせる環境づくりに努めます。また、子どもたちが健やかに育つよう豊かで幅広い児童館活動を展開します。

●関連計画

計画名	計画期間
第2期子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
保育園待機児童数	1人	0人	0人
認可保育園の受け入れ人数	627人	627人	➡
学童保育室定員確保数	331人	331人	➡

II 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

3) 健康増進・保健医療

◆◆現状◆◆

健康は、単に病気がないということではなく、毎日を自分らしくいきいきと暮らすための大切な財産です。そして健康であるということは、住民一人ひとりの願いでもあります。

このようなことから、町では保健師・管理栄養士等の専門職の配置により、母子保健対策、生活習慣病対策、食育の推進、感染症対策等を実施してきました。

母子保健対策では、妊娠中からの健診体制の整備、出生後の家庭訪問の強化、乳幼児健診・育児相談の充実をしてきました。生活習慣病対策では、健康診断やがん検診などの健(検)診体制の整備、健康相談・健康教育の充実により、住民一人ひとりが健康状態を知り、生活習慣を改善する取組を推進してきました。

感染症対策では、乳幼児予防接種をはじめ、高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌のワクチン接種を推進することで、病気に対する抵抗力(免疫)を高め、病気の予防を推奨してきました。さらに医師会や埼玉県との協力を得ながら夜間や休日に感染症に罹患しても、休日急患診療所や小児時間外救急診療所など、地域医療の充実を推進してきました。

しかし、がんや循環器疾患などの悲感染性疾患は増え続けています。これは急速に進展する高齢化社会の到来、健康に影響を与える要因が複雑かつ多様化したことによると考えられています。

疾患の予防には、毎日の食生活や運動習慣の確立、喫煙などを見直すことにより、予防可能であることが明らかとなっていますが、生活習慣の改善には個人差があり「健康格差」が明らかとなってきました。

◆◆課題◆◆

健康づくりを幅広い領域からのアプローチ^{*}に加え、個人へのサポートとして生活習慣病の発症予防・重症化予防することで、住民一人ひとりが健康で安心して暮らせるまちづくりの実現をめざしていく必要があります。

また、医師会や周辺自治体の連携により地域医療をさらに充実させていくことも求められます。

さらに、妊産婦や乳幼児の健診や相談支援の充実、疾病や感染症の予防への対策の充実などにも取り組んでいく必要があります。

充実した日々を送る上で基礎となる「食」については、地域、家庭、そして一人ひとりに浸透させていくため、食育推進活動を充実させていくことが課題となっています。

^{*}アプローチ：対象や目標に近づくこと。

今後の施策



- ① **総合的な健康づくり推進体制の充実**【健康増進課】 **重点プロジェクト**
 生活習慣病等の重症化を予防し健康長寿社会を実現するため、住民が自らの健康状態を自覚し自主的な取組を継続的に行うことができるよう働きかけやアドバイスを行っていきます。これにより、医療費の適正化につなげていきます。
 また、健康づくり推進会議において、行政、住民、地域団体及び事業者と一緒に健康でいきいきと暮らせる仕組みづくりに取り組めます。
- ② **地域医療の充実**【健康増進課】
 地域の医療環境を保つため、東入間医師会の協力による休日急患診療・小児時間外救急診療の充実と周辺自治体との連携による緊急医療の体制強化に努めます。
- ③ **母子保健対策の充実**【健康増進課】
 母子保健と子育て支援の両面から、多様な支援の充実に努めてきましたが、より一層、子育て支援施策を充実させるために、子育て世代包括支援センターを開設しました。妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援に向け、保健師等の専門職が専門知識を生かしながら利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを実施し、包括的な子育て支援を目指します。
- ④ **疾病や感染症発症の予防促進**【健康増進課】
 がんや循環器疾患など、各種健(検)診の受診促進に努め、疾病の発生予防と重症化予防を重視した対策を推進します。また、感染症については、発生及び蔓延を予防するための対策を充実させます。予防接種については、安全安心に接種するために個別接種方式で実施し、対象者の接種率を上げるために周知を行います。
- ⑤ **相談支援体制の充実**【健康増進課】
 保健師、管理栄養士などの専門職員の配置を促進し、住民サービス提供体制の充実強化に努めます。
- ⑥ **食育の推進**【健康増進課】 **重点プロジェクト**
 食育が地域、家庭、そして一人ひとりへと浸透するよう、乳幼児期からの食育推進活動の支援を充実します。

●関連計画

計画名	計画期間
健康づくり推進計画	令和元年度～令和10年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
自分のことを健康だと思ふ人の割合	43.3%	50.0%	➡
65歳健康寿命※	男性 17.45歳 女性 19.76歳	➡	➡
保健医療サービスの満足度	26.4%	30%	➡
救急医療体制の満足度	27.6%	30%	➡

※65歳健康寿命：65歳に達した人が、健康上の問題で日常生活が制限されるまでの期間。

II 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

4) 介護保険・介護予防

◆◆現状◆◆

令和元年に入り65歳以上の人口割合は28%となり、平成26年度より2%上昇しています。さらに65歳以上の人口のうち75歳以上が占める人口の割合は、平成28年度の40.7%から49.2%へ増加しています。今後も高齢化の進行に加え、75歳以上の後期高齢者の人口の増加が見込まれることから、引き続き住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援体制が一体的に提供される地域包括ケアシステム*の構築をめざす必要があります。

このようなことから町では、介護サービスの充実として、平成28年度に認知症対応型生活介護(グループホーム)1か所と定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所1か所を開設しました。また地域包括支援センターの機能強化については、平成28年度に新たに2か所設置し、強化をはかりました。

今後は、在宅医療・介護連携の充実や地域ケア会議の推進、総合的な認知症施策の強化、生活支援・介護予防サービスを重点的に進め、すべての人々が生きがいを共につくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを行っています。

◆◆課題◆◆

介護サービスの利用者は今後も増加することが予想されます。より効率的で地元に着した質の高いサービスを提供できるよう、地域の社会資源のバランスを考慮した介護サービスの基盤整備が必要となっています。

要支援者には、介護予防訪問介護などのサービスに加えて、住民が主体となった生活支援サービスが行われるなど多様なサービスを展開していくことが求められているため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進していくことが必要です。

地域包括支援センターは、事業を推進する上で中核的な機関であり、体制強化を図ることが必要となっています。

今後、さらに認知症高齢者にやさしい地域づくりを展開していくため、地域の実情に応じた認知症施策を推進していく必要があります。また、判断能力の衰えた高齢者が財産管理などを自分で行うことが困難となり、悪徳商法や振り込め詐欺などに遭う経済的被害や、高齢者に対する虐待が増加傾向にあります。そのため、地域包括支援センターが中心となり高齢者の被害防止を進める必要があります。

*地域包括ケアシステム：高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制。

今後の施策



① 介護サービスの充実【健康増進課】

居宅介護サービスは、要支援・要介護者の増加に対応するため、利用者の希望や心身の状況に応じたサービス内容の充実に努めます。また、施設サービスは、安定的にサービスの提供ができるよう、町内の既存施設の増床などを視野に入れ環境整備に努めます。

② 介護予防・日常生活支援の推進【健康増進課】

介護予防・生活支援サービスは、要支援者などの多様な生活支援のニーズに対応するため、訪問介護サービスに加え、住民主体の支援等、多様なサービスを展開します。

また、一般介護予防は、「いもっこ体操」の継続等により介護予防、啓発、地域介護予防など、地域住民により自主的かつ日常的に実施できるように支援します。

③ 相談支援体制の充実【健康増進課】

地域包括支援センターの保健師・社会福祉士等の専門職による相談体制の充実に努め、保健・福祉・医療サービスの継続的・専門的な相談や見守り支援の強化を図ります。

④ 認知症施策と在宅医療・介護連携の推進【健康増進課】

認知症サポーターの養成、認知症地域見守りネットワークの構築、認知症ケアパス※の作成などにより認知症施策を推進します。また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で最後まで生活できるように在宅医療と介護の連携施策を推進します。

⑤ 高齢者の権利擁護の推進【健康増進課】

認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の衰えた高齢者の権利や財産を守るため、親族がいない高齢者に対し成年後見制度の相談や支援を行います。

また、高齢者に対する虐待については、関係機関と連携を図り虐待防止に努めます。

⑥ 生活支援サービスの体制整備【健康増進課】

日常生活の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者と地域が支え合える地域づくりを推進します。

●関連計画

計画名	計画期間
第7期介護保険事業計画	平成30年度～令和2年度
第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
看護小規模多機能型居宅介護	—	1か所	➡
いもっこ体操開催回数	160回	172回	➡
認知症サポーター養成人数	2,598人	3,000人	➡

※認知症ケアパス：認知症の人、家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。

II 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

5) 高齢者福祉・地域福祉

◆◇現状◆◇

町では高齢者の視点に立った社会づくりや地域づくりを進めるため、「高齢ゆえの不便」を少しでも解消できるよう実態把握を蓄積し、行政や地域の活動に活かせる情報提供に努めています。また、生活実態の把握や安否確認が難しい高齢者やこれから高齢者となる人などにも支援がいきわたるよう、「地域の目」で見守り、さまざまな場面で行われている地域活動などに参加できる工夫や、高齢者が参加しやすく、ともに楽しみ、支え合う仕組みづくりを検討しています。

既存の高齢者のいきがい対策の拠点としての老人福祉センターは、施設の老朽化や耐震補強への対応が必要となったため、平成28年10月より、ふれあいセンター事業を障がい者支援を行う社会福祉法人の地域交流スペースを借用し事業を実施しています。

◆◇課題◆◇

今後、ますます進行する少子高齢化の問題や高齢者が生活しやすい町にしていくために、高齢者にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

ふれあいセンター事業は、町内に居住する高齢者が健康で明るく過ごせるよう健康の増進や仲間づくり、レクリエーションを楽しんでいただく施設です。今後も当事業が高齢者のいきがい対策の拠点として新たな事業を展開できるよう検討を進める必要があります。

また、町の社会福祉協議会[※]では、各地区社会福祉協議会、区長会、民生委員・児童委員協議会等と連携し、小地域福祉活動などの充実や高齢者などを地域で見守る体制は確立されつつあります。しかし、コミュニティの担い手が高齢化していることに伴い、後継者や次の担い手が見つからないこと、ケアマネジャー[※]などとの連携強化が課題となっています。今後は、ボランティア活動や地域活動を行う拠点づくりや、災害時の避難行動要支援者などの対応や支援など、安定した福祉活動が行えるよう整備を進める必要があります。

また、生活困窮者については、相談内容を通じて関係機関と連携を図りながら、生活の自立に向けた適切な支援の充実が望まれます。

※社会福祉協議会：社会福祉を目的とする事業、活動を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする、社会福祉法に位置付けられた団体。

※ケアマネジャー：介護支援専門員。介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者のこと。要支援・要介護認定をうけた人からの相談を受け、介護サービスの給付計画を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等の取りまとめを行う者。

今後の施策



① 高齢者にやさしいまちづくりの推進【福祉課】

高齢者の「健康年齢」を上げ、いきいきと暮らし、安全安心に活動や活躍できるよう、各団体と連携し、生活実態等を把握しながら、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

② ふれあいセンターの新たな事業展開【福祉課】

今後のふれあいセンターでは、60歳以上の方の活動拠点として魅力ある事業を展開し、特に、健康増進や地域活動への入り口となる事業を推進していきます。

③ 地域福祉の充実【福祉課】

社会福祉協議会と協力をし、町の施策（シニア事業等）と連携させて、多くの方々にボランティア活動、NPO や小地域福祉活動などに参加してもらえるよう推進し、住民の福祉向上に取り組む団体との協働や活動拠点の整備、活動支援に努めます。また、生活困窮者の自立支援を図ります。

④ シニア世代の活躍を推進【福祉課】

ふれあいセンターを拠点として、庁内関係各課や地域活動団体と連携を深め、多様なメニューを提供し、シニア世代の方々が家から一歩外へ出て地域活動等に参加するきっかけ作りや活躍することを推進します。

●関連計画

計画名	計画期間
地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成28年度～令和2年度
高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	平成30年度～令和2年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
老人クラブ連合会会員数	870人	900人	980人
緊急時連絡システム設置台数	365台	385台	400台
ふれあいセンター延べ利用者数	17,935人	18,000人	18,500人

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

6) 障がい者福祉

◆◆現状◆◆

町の障がい者数は、各障がいともに年々緩やかに増加する傾向が続いています。

こうした状況のなか、町では、障がい者理解の促進のため鳥取県及び富士見市と協定を結び、「障がいを知り共に生きる」をキャッチフレーズとした「あいサポート運動[※]」を展開し共生社会の実現に取り組んでいます。また「手話言語条例」を制定し「手話は言語」ということを住民に広く知らせる活動や手話が使いやすい環境づくり、住民が気軽に手話に触れる機会をつくる活動を行っています。

また、障がい者相談支援センター、障がい者就労支援センターの設置などを通して、障がい福祉サービスの利用促進や障がい者の自立を支援する就労支援を行ってきました。

◆◆課題◆◆

現在、障がい者の生活支援サービスの充実に取り組んでいるところですが、今後も継続して実施するとともに、難病患者や医療的ケアが必要な方への支援、障がいのある高齢者に対する計画相談体制の整備が必要になります。このように、複雑で多様化するニーズに対応すべく、国が求める地域生活支援拠点等整備事業を推進する必要があります。

障がい児支援については、今後も切れ目のない療育支援体制の構築が課題となっており、関係機関とのネットワークを基礎に計画相談を含めた相談支援のさらなる強化が必要です。また、保護者の就労支援の観点も重要であり、障がい児も利用できる学童保育の充実や放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援など、子どもが安定して過ごせる居場所づくりも地域での課題となっています。

安全安心という観点では、今後も継続的に公共施設や歩道などの整備を進めるとともに、災害時や緊急時に目で見える文字情報の提供や視覚障がい者への音声情報の提供などの情報のバリアフリー化が課題となっています。

就労に関しては、障がい者雇用の働きかけの強化や実習の場の確保・拡大など国・県の施策と連携していくとともに、職場開拓、各事業所とのネットワークづくりなどが課題となっています。また、平成26年度(2014)から開始している「あいサポート運動」を役場内各部署はもちろん、学校や町内企業などに対して積極的に展開していく必要があります。

今後は障害者差別解消法が施行されたことを受け、法で定める合理的配慮への町として必要な取組を行うとともに、関係機関や企業等とも連携し、障がい者への差別解消に向けた取組を行う必要があります。

※あいサポート運動：障がいがある人もない人も、くらしやすい「地域社会(共生社会)」を住民と一緒に作っていく運動。

今後の施策



① 情報・相談・権利擁護の充実【福祉課】

障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、障がい者の差別解消に向けた取組を強化します。また、複雑多様化する相談に対応するために庁内各課の連携を深め、ワンストップでの相談支援体制の構築を検討してまいります。

② 生活支援サービスと保健・医療体制の充実【福祉課】

多様な生活ニーズに対応すべく、生活支援サービスの質の向上を図ります。特に在宅生活において、常に医療が必要な「医療的ケア」へのニーズに対応するサービスの提供体制整備を検討します。また、グループホームや通所施設などの生活基盤の整備に努めます。

心の健康づくり、自殺予防などへの取り組み、精神障がい者の医療や福祉サービス利用援助等、精神保健福祉活動も推進します。また、緊急時の医療体制やリハビリテーション※支援などに取り組みます。

③ 障がい児支援の充実【福祉課】

障がい児の幼稚園、保育園、学校教育の卒業後、それぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を充実します。

④ 安全安心な生活環境の整備【福祉課】

安全を確保し、安心した生活を送ることができるように関係各課との連携のもと、建物、道路、情報などのバリアフリー化等災害時要援護者避難支援プランの登録促進と作成に取り組みます。また、役場敷地内に建設予定の「太陽の家」に福祉避難所スペース等を設け災害時の避難支援の拠点を整備します。

⑤ 社会参加と地域福祉の推進【福祉課】

役場敷地内に建設予定の「太陽の家」に就労継続 B 型事業所と障がい者就労支援センターを移設し、就労訓練から就職の支援、職場定着支援などの就労支援を行い、障がい者の自立支援に資するサービス提供を効果的に行います。

また、障がい理解を促進し障がい者差別の解消と共生社会の実現のために「あいサポート運動」を展開します。

⑥ 地域生活支援拠点等整備事業【福祉課】

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援の在り方について検討します。

●関連計画

計画名	計画期間
地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成 28 年度～平成 32 年度
障がい者福祉計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画	平成 30 年度～令和 2 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
あいサポーター数	1,348 人	1,708 人	1,948 人
生活サポート事業登録者数	64 人	65 人	70 人

※リハビリテーション：病気や怪我などによって障害を負った人が、自立した元通りの生活もしくは元通りの状態に近い生活を送るための訓練・治療を行うもの。

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

7) 保険・年金

◆◆現状◆◆

国民健康保険では、被保険者の疾病・負傷・出産・死亡に対して必要な保険給付を行い、被保険者の健康を支えています。

国民健康保険事業は、少子高齢化や後期高齢者医療制度の導入などにより被保険者数が減少している一方で、医療の高度化などにより1人あたりの医療費が増加しており、厳しい財政状況に陥っています。

また、高齢化の進展による後期高齢者医療制度においては、被保険者数の増加に伴い医療費も増加しています。一方で、低所得者に対する保険料軽減世帯も増加し、財政負担も増えています。

国民年金は、老後や不測の事態に生活の安定を図る目的でつくられた公的年金制度で、老齢年金や障がい年金、遺族年金などの給付を行っています。

◆◆課題◆◆

国民健康保険事業については、平成30年度(2018)から町と県が共同保険者となる広域化が始まり、町としては特定健康診査受診率の向上や生活習慣病の重症化予防の促進、保険税の収納率の向上などを図るとともに、県との連携強化を進める必要があります。

後期高齢者医療制度については、後期高齢者医療保険料の収納率を向上させるとともに、後期高齢者医療広域連合などとの連携を強め疾病予防を促進させていくことが課題となっています。

国民年金については、学生や低所得者に対して、保険料の納付特例、免除や猶予などの制度もありますが、未納や未加入者をなくしていくために、年金制度の趣旨や制度内容について一層の周知徹底を図る必要があります。

今後の施策



① 疾病予防と健康増進【住民課】

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象に人間ドック・脳ドックの検査料補助、特定健康診査を実施し、病気の早期発見や予防と健康増進を図ります。また、生活習慣病の重症化予防事業などを促進させるとともに、データヘルス計画※において、細分化されたデータを元に対象を絞り込んだ疾病予防に取り組みます。

② 財政の健全化と安定的な運営【住民課】 **緊急重点プロジェクト**

平成30年度(2018)の国民健康保険の広域化に伴い、国民健康保険税率等の定期的な見直し、ジェネリック医薬品※利用の普及促進、データヘルス計画での医療費分析による重複受診の予防等、医療費の適正化により国民健康保険財政の健全化を図ります。

③ 国民年金制度の周知啓発【住民課】

老後の生活保障としてますます重要となる国民年金制度の趣旨や制度内容を周知するとともに、年金制度への加入促進に努めます。

●関連計画

計画名	計画期間
国民健康保険特定健康診査等実施計画(第3期)	平成30年度～令和5年度
データヘルス計画(第2期)	平成30年度～令和5年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
一般会計法定外繰入金	100,463 千円	↓	↓
特定健康診査受診率	43.9% (H29)	54%	60%

※データヘルス計画：特定健康診査や診療報酬明細書などから得られるデータの分析に基づいて実施する、効率のよい保険事業。

※ジェネリック医薬品：後発医薬品。これまで有効性や安全性が実証されてきた新薬と同等と認められた低価格な薬。

Ⅱ 安全安心で幸せに暮らせるまち

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

8) 少子化・人口減対策

◆◆現状◆◆

少子化、人口減少社会に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国は、まち・ひと・しごと創生法を平成26年(2014)11月に施行しました。これに伴い、地方公共団体は人口の将来展望と地方版総合戦略を策定することが求められました。

町の人口は、住民基本台帳による推移を見ると既に平成25年(2013)を境に38,300人前後で推移し、ほぼ横ばいの状態が続いています。

人口動態においては、自然動態では、平成24年(2014)を境に死亡数が出生数を上回り自然減の状態となっています。社会動態では、平成23年(2011)から転出超過の傾向が見られたものの、平成26年(2016)からは転入が転出を上回り社会増となっています。また、町の合計特殊出生率は1.04(平成29年)と国や県より低い水準にあります。これを受けて町では、国の総合戦略や基本目標と連携し、住みよい環境を整備し、少子高齢化の進行や人口減少社会に歯止めをかけるために、まち・ひと・しごと創生総合戦略及びまち・ひと・しごと創生人口ビジョンを策定し、各種施策を推進しています。

◆◆課題◆◆

町は、大規模工場をはじめ町内に多く立地している企業が周辺地域から就業者を集めていることから、昼間人口が多くなっています。この昼間人口の夜間人口化を図ることで町の人口を増やし、職住接近のライフスタイルを実現することで、通勤時間の短縮や移動に伴う温室効果ガスの削減、交通渋滞の緩和、地域社会の担い手の確保などの効果が期待できます。

また、未婚化・非婚化の進行、晩婚化・晩産化の傾向も人口減少の要因とされています。地域の実情に見合った保育サービスや情報提供の充実など、今後は仕事と生活の調和を推進するとともに効果的な少子化・子育て対策が必要となります。

住みよい環境と活力ある町にしていくためには、良好な住環境を整備していくことが必要不可欠です。また、町の魅力を発信するとともに空家の活用を促進させ移住者・定住者の増加を図る必要があります。

今後の施策



① 昼間人口の夜間人口化の研究【政策推進室】

昼夜間人口比率が県内トップという町の特性を活かし、職住接近のライフスタイルを実現することで町への定住化を促進するため、町内へ通勤者の現状を調査・研究し、定住化に向けた施策を立案していきます。

② 就労支援の充実【観光産業課】

関係機関と連携して就労支援を充実させるとともに、住宅支援事業等により勤労者の生活の安定を図ります。また、各種セミナー等の実施により、勤労意欲の向上を図り、住民が安心して仕事に就くことができる環境を整え、定住意識を向上させます。

③ 働きやすい環境の整備【道路交通課/政策推進室】

生産・流通拠点の周辺環境やアクセス道路の整備、公共交通の充実等、居住環境や通勤環境の整備により、働きやすい環境にすることで、定住化や交流人口の増加を促進します。

④ 住宅対策と定住促進【自治安心課/都市計画課/環境課/政策推進室】

土地区画整理により、良好な住環境の整備を進めるとともに、魅力ある住宅開発を民間活力により推進します。また、町内の空家の状況について調査・研究し、その有効活用について、民間企業と連携し、定住促進による地域の活性化等につなげます。

⑤ 子ども・子育て支援の充実【健康増進課/こども支援課】 **重点プロジェクト**

安心して結婚、妊娠、出産、育児ができるよう、切れ目のない支援を進めます。妊産婦や乳幼児の健診、相談支援の充実や地域社会のなかで安心して子育てができるよう子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、ひとり親家庭の支援、児童相談事業等の充実に取り組んでいきます。また、保育施設や保育サービスの充実を図り、町の特性を活かした子育てがしやすい環境を整備することで、子育て世代の定住促進につなげます。

⑥ 地方創生総合戦略の推進【政策推進室】

まち・ひと・しごと創生法による国のまち・ひと・しごと創生総合戦略と連携し、国や県の支援を受けつつ、関係人口の創出、Society5.0[※]の実現、人材育成、民間との協働、誰もが活躍できる地域社会づくりを通じた町の創生を戦略的に進めます。

●関連計画

計画名	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年度～令和6年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
人口	38,193人	38,000人	38,500人

※Society5.0：サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。